

情報通信審議会 情報通信技術分科会 電波有効利用方策委員会

VHF/UHF帯電波有効利用作業班

自営通信グループ（第4回）議事要旨

1 日時

平成19年4月24日（火）10時30分～12時16分

2 場所

総務省 1002会議室

3 出席者（敬称略）

（構成員）加藤代表（日立国際電気）、相澤（全国移動無線センター協議会）、三浦（日本放送協会）、蘆屋（国土交通省）、飯田（特定ラジオマイク利用者連盟）、信長（高畑精工）、細井（国土交通省）、翁長（警察庁）、丸山（日本電気）、宮本（三菱電機）、苫米地（酒井原代理：松下電器産業）、渋谷（警察庁）、出来（フジテレビジョン）、菅野（沖電気工業）、西浦（高畑精工）、染（警察庁）、大黒（アールコム）、大田（エリアトーク）、大野（エヌ・ティ・ティテレコン）、竹垣（全国陸上無線協会）、竹内（日本無線）、渡辺（日本電信電話）、島（日本火災報知機工業会）、藤原（日本鉄道電気技術協会）、山崎（飛田代理：三菱電機）、平林（松下電器産業）、立石（東日本旅客鉄道）

（総務省）大野電波政策課周波数調整官 小泉電波政策課周波数調整官

4 議題

- (1) 自営通信グループに課せられた課題回答(案)について
- (2) その他

5 議事要旨

(1) 前回議事要旨の確認

代表から第3回自営通信グループ会合の議事要旨について、不備があれば代表あて申告するよう説明された。また、参加者名については別途、確認させていただく旨、説明があった。

(2) 自営通信グループに課せられた課題回答について

1) 資料 2022-VU 作-自 ad4-2 に沿って代表から主に以下の説明があった。

- ・ 検討経緯としては、3月19日に「安心・安全な社会の実現に向けた情報通信技術のあり方に関する調査研究会最終報告」が公表され、また、3月30

日の委員会で「上位概念」を含めた議論が必要との指摘を受け、自営通信システムの方針としてブロードバンド移動通信システムを中心に検討するが、上位概念による詳細議論は当作業班とは別の場で議論されるべきという事で意見が一致した事。

- ・委員会から示された35MHz幅では実現可能なニーズに限界があること。
- ・最大35MHzではTDD方式で検討すること。
- ・将来においては少ない帯域でより多くの映像伝送を実現すること。
- ・真に有益なシステム構築には定量的な指針を得る事が必須で、その後で時間率や空間率を考慮した検討となること。

- 2)資料説明を受け事務局から、結論の明記、委員会で放送に対しガードバンドなしで17MHzが割り当てられる可能性、防災システムへの周波数割当はアデューショナルなものであるとの指摘があり、代表から、自営通信はニーズの6割を実現という結論が書かれている事、真の有効利用実現には定量的検討が不可欠である事、上位概念については国益のために新たな組織による議論が不可欠である事が回答された。
- 3)事務局発言に対し構成員から、放送側がガードバンドなしで17MHzとなる理屈が理解できないとの質問があり、事務局から放送は35MHz幅で良いと主張し、自営通信は35MHz幅では足りないかもしれないと主張しており、これに対して委員会が、検討の終了した方を決定とする懸念があると説明された。
- 4)構成員から、ガードバンドの定量的な検討結果がないと実際に使用可能な周波数幅を決められないので、35MHz幅で良いとも悪いとも責任を持って回答できないという意見があった。
- 5)構成員から、放送グループの4システムの各モデルや置局条件が示されないと真に有効な共用検討ができないという意見が出され、事務局から、放送グループ内の配置については委員会報告の必須事項ではなく、放送側のシステムは一つのモデルであり、共用検討に必要な全てのパラメーターが提示されているという見解が示された。
- 6)事務局から干渉計算結果について、受信感度と許容干渉電力の関係が不明で現在設定されている許容干渉電力は著しく低いという指摘があり、構成員から両者の関係や許容干渉電力を放送に合わせて設定し直したこと、所要D/Uを確保するには自営側の送信電力UPや小セル化が必要なことを説明したが、理解されなかった。
- 7)構成員から、放送グループ等への説明・回答においては技術的な詳細情報よりも、結論や資料の論点を先に明示するなどの対応が必要という意見があった。

- 8)提案募集からヒアリング等までのこれまでの委員会および作業班の審議経過について事務局から説明があり、現状の自営通信グループ資料では委員会への回答として不十分であり、委員会に理解されるようポイントを絞った取り纏めを行うよう意見があった。また、現状のままでは自営通信は審議未了と扱われ前述のとおり、先に決まった方の検討が進んでしまう懸念が再度示され、回答作成にあたっては諸状況を十分に考慮するよう指摘があった。
- 9)構成員から、上位概念にあたる全ユーザーの了解なしに自営通信グループが想定した内容で解答を作成して良いか、また、放送グループに合意されていない内容を報告して良いか質問があり、事務局から、ユーザーの合意は必須ではない事、自営・放送の両方が互いに相手に要求したい想定内容を答申として上げて良い事が回答され、条件を列挙した報告でも十分に建設的な提案であるという見解が示された。

以上